

目次

- 1. GS1 Japan パートナー会員 ログマークとは
- 2. ログマーク使用許諾制度の概要
- 3. ログマーク使用規約について
- 4. ログマーク使用許諾申請手続き
- 5. ログマーク使用上の注意
- 6. ログマーク使用方法
- 7. 事務局窓口

1. GS1 Japan パートナー会員 ログマークとは

- GS1 Japan パートナー会員に対し、チラシやパンフレット、名刺、webページなどに、会員ログマークの使用を許諾します。

- ログマークの定義

GS1 Japan パートナー会員ログマークとは、GS1 および流通システム開発センターの活動の趣旨に賛同し、流通業界全体のシステム化・標準化を推進する、当センターのパートナーであることを表明する標章です。

1. GS1 Japan パートナー会員 ログマークとは

- GS1 Japan パートナー会員ログマークには4種類があります。

- 英語(横型)



- 日本語(横型)



- 英語(縦型)



- 日本語(縦型)



2. ロゴマーク使用許諾制度の概要

- ロゴマークを使用可能な主体
 - GS1 Japanパートナー会員
- ロゴマークを使用可能な範囲
 - 事業者(法人、個人)、団体(業界団体、行政機関、学術機関等)が会員であることを表すために使用が可能
 - 個々の製品・サービスや社員等の資格・認証との誤解を生じさせうる使用は禁止
- ロゴマークの使用許諾条件
 - 当センターが定める『GS1 Japan パートナー会員ロゴマーク 使用規約』を遵守すること

3. ロゴマーク使用規約について

- ロゴマークの使用許諾有効期間
 - 許諾された日から、初めて迎える3月末日まで
 - 相互に特段の申し出がない場合は、1年間の自動更新
- ロゴマークの表示方法
 - 『GS1 Japan パートナー会員ロゴマーク 使用マニュアル』に基づく表示
 - 縦横比や色の変更は不可
 - 最小サイズの規定 など
 - 使用媒体は当センターへ事前に掲示・確認すること
- ロゴマークの使用料金
 - 申請料金・使用料金はともに無料

第10条(有効期間)

第5条(使用細則)

第3条(使用許諾・届出)

3. ロゴマーク使用規約について

- ロゴマーク使用に当たって遵守すべき事項

- 許諾範囲を超えた使用の禁止
- 権利の譲渡の禁止

第5条（使用細則）

第12条（譲渡禁止）

- ロゴマーク使用許諾の取り消し

- 不適切な使用などが発覚し、是正がされない場合、許諾が取り消されます
 - （1）GS1 Japan パートナー会員資格の喪失
 - （2）ロゴマークの不適切な使用
 - 類似する標章の使用
 - 改変して使用 など

第11条（使用の終了）

4. ロゴマーク使用許諾申請手続き

(1) GS1 Japanパートナー会員制度事務局に以下をメールに添付し提出してください

- ① GS1 Japanパートナー会員ロゴマーク使用許諾申請書
- ② ロゴマーク使用イメージのサンプル画像データ (パンフレット・名刺・webページ)
※ GS1 Japanパートナー会員制度の趣旨に同意して頂く必要があります。

- GS1 Japanパートナー会員ロゴマーク使用許諾申請書
 - https://www.gs1jp.org/assets/img/doc/partnership_logo_application.doc
- 送付先
 - GS1 Japanパートナー会員制度事務局 <partnership@gs1jp.org>

(2) 内容を審査し問題が無ければ、許諾書とロゴマークのデータをお送りします。

5. ロゴマーク使用上の注意

- ロゴマーク使用の許諾対象はGS1 Japanパートナー会員制度に加入している会員（団体（業界団体、行政機関、学術機関等）、法人、個人会員）です。
- ロゴマークは会員が「会員であること」を示すために使用することが可能です。
- ロゴマークを表示するカタログ・webページなどは、事前に当センターによる確認が必要です。

- GS1 および  は、GS1, association International sans but lucratif, の国際商標です。（国際登録番号:0850908）

5. ロゴマーク使用上の注意(禁止行為)

- ロゴマークを使用し、会員が、GS1や流通システム開発センターの代弁者であるかのような誤解を招きうる行為は禁止します。
- ロゴマークを使用し、会員が提供する製品・サービス等を、GS1や流通システム開発センターが認証しているかのような誤解を招きうる行為は禁止します。
- 上記のような行為が確認された場合、当センターより当該会員に対し注意を行います。その後も不適切な行為が繰り返された場合には、会員は会員資格を喪失します。(会員規程:7条)

第11条 (使用の終了)

6. ロゴマーク使用方法(最小使用サイズ規定)

- パンフレットやwebページに使用する際の
ロゴマークの最小使用サイズ(枠線の外接距離)は以下の通りです。

- 英語(横型)



55.4 mm
(157.0 pt)

- 英語(縦型)



29.0 mm
(82.2 pt)

6. ロゴマーク使用方法(最小使用サイズ規定)

- 日本語(横型)



73.1mm
(207.2pt)

- 日本語(縦型)



44.8mm
(127.0pt)

※名刺などの印刷範囲が狭い媒体に使用する場合には、
これより小さいサイズでも構いません。(事前に事務局までご相談ください)

6. ロゴマーク使用方法(カラー規定)

- ロゴマークをカラーで使用する際は、必ず下記の色指定を使用してください。

- 横型



- 縦型



使用箇所	GS1ロゴ・枠線・文字 (Japan以外)	Japanの文字	間の線
色名称	■ GS1 Blue	■ GS1 Orange	■ GS1 Dark Medium Gray
CMYK	C100 M80 Y0 K42	C0 M76 Y88 K0	C0 M0 Y0 K50
PMS	654 C	1665 C	Cool Gray 8 C
HEX	002C6C	F26334	888B8D

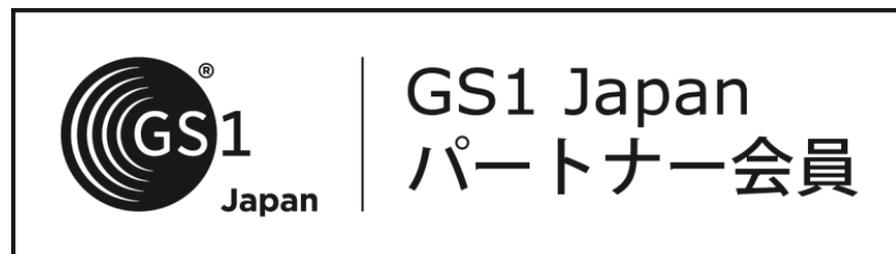
6. ロゴマーク使用方法(カラー規定)

- モノクロ印刷で使用する際は、必ず黒一色で使用してください。

- 英語(横型)



日本語(横型)



- 英語(縦型)



日本語(縦型)



6. ロゴマーク使用方法(禁止事項)

- 下地に色を付けることを禁止します。

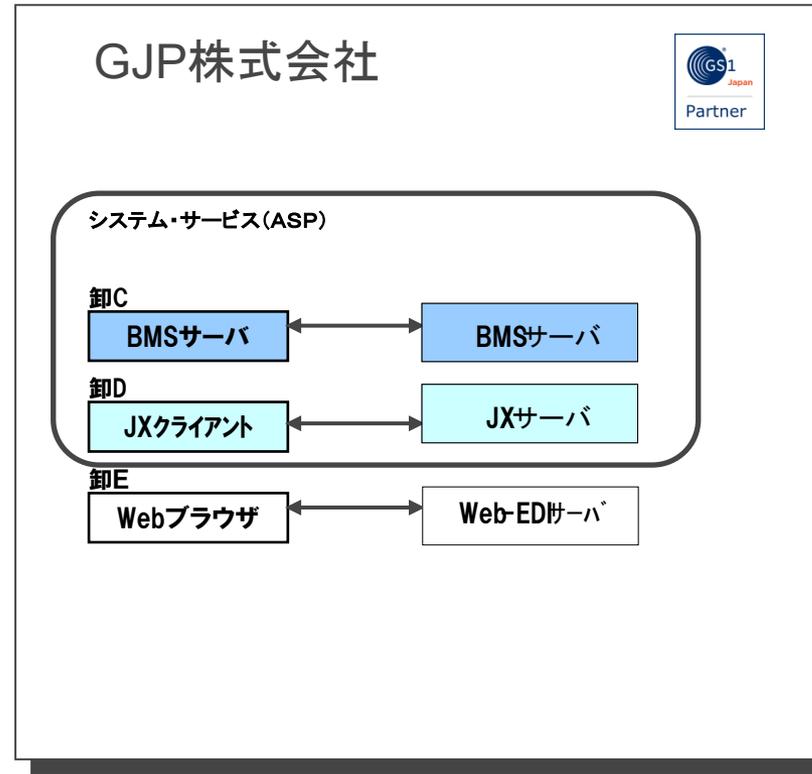
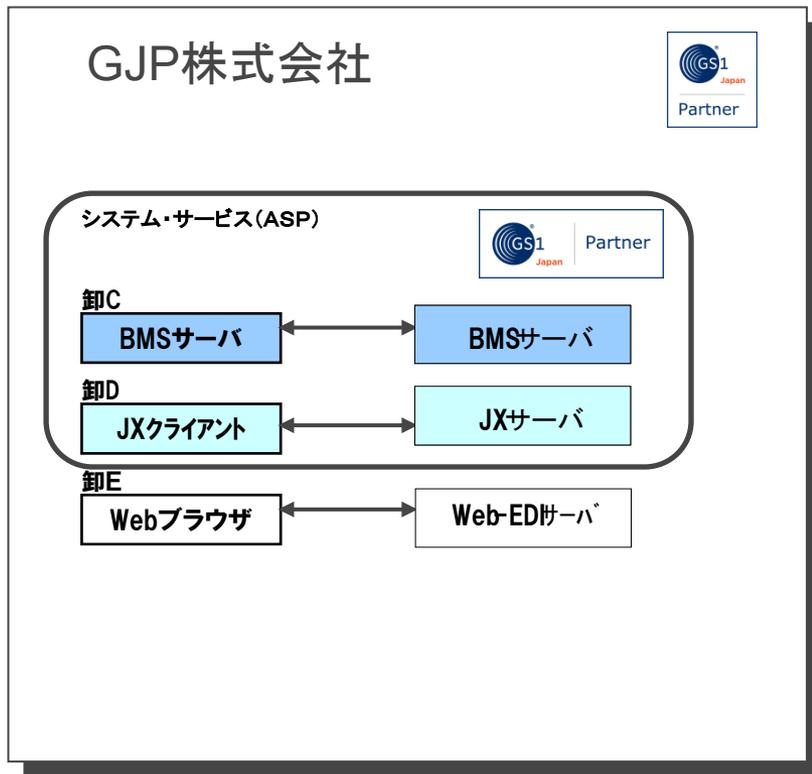


- 比率を変えて変形(長体・平体・斜体)することを禁止します。



6. ロゴマーク使用方法(使用例)

- 許諾範囲での使用とは(パンフレット使用例)



提供しているサービスに対する認証であるような誤解を生じさせる可能性がある



会員(企業)に対するロゴマークであると判断できる

6. ロゴマーク使用方法(使用例)

- 許諾範囲での使用とは(企業会員・名刺例)

GJP株式会社
ソリューション本部
ぱーとなー 花子



〒107-0062
東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館9階
TEL: 00-0000-0000 E-mail :partnership@gs1jp.org

GJP株式会社
ソリューション本部
ぱーとなー 花子



〒107-0062
東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館9階
TEL: 00-0000-0000 E-mail :partnership@gs1jp.org

GJP株式会社
ソリューション本部
ぱーとなー 花子



〒107-0062
東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館9階
TEL: 00-0000-0000 E-mail :partnership@gs1jp.org



社員に対する資格であるような誤解を生じさせる可能性がある



会員(企業)に対するロゴマークであると判断できる

7. 事務局窓口

- 申込連絡先・お問い合わせ窓口
 - 一般財団法人流通システム開発センター
GS1 Japan パートナー会員制度 事務局
partnership@gs1jp.org 電話:03-5414-8506